

東京大学商標取扱規則の一部を改正する規則（令和５年６月２９日東大規則第７号）

改正理由：この規則の実施にあたり必要な事項を別に定めることとするため、所要の改正を行うものである。

現 行	改 正
(略)	(略)
(既存の商標)	(既存の商標)
第１１条 (略)	第１１条 (略)
	<u>(補則)</u>
	<u>第１２条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、東京大学基本組織規則第１８条第１項の規定に基づく組織として設置される産学協創推進本部の長が別に定める。</u>

附 則

- １ この規則は、令和５年７月１日から施行する。
- ２ 東京大学商標取扱規則実施細則（平成２５年１月３１日東大規則第６５号）は、廃止する。